

平成29年(ワ)第24号  
石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件  
原告 石丸勇外607名  
被告 長崎県外1名

2017年(平成29年)9月19日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 緒方 剛

## 原告ら第2準備書面及び第3準備書面の要旨

### 第1 はじめに

私からは治水面に関する第2準備書面と手続面に関する第3準備書面の要旨を説明致します。

第2準備書面においては、治水面からダムの必要性がないことについて具体的な問題点の指摘をし、第3準備書面では覚書の法的拘束力について主張しています。

### 第2 治水面について

治水面については、①計画規模の問題、②基本高水流量の問題、③ダムの効果及び必要性という3点の問題を指摘しています。

#### 1 ①計画規模の問題

##### (1) 全国的バランスを欠いている点

長崎県は、計画規模を1/100としています。この計画規模を設定するにあたっては、全国的バランスが求められ、全国的基準で見ると川棚川の計画規模は1/30~1/50が妥当な河川です。

ところが、長崎県は、二級河川重要度評価指数をあえて全国的基準から大きく乖離させて、独自の評価をしています。

##### (2) 想定氾濫面積

また、前提となる想定氾濫面積は、あえて昭和50年ころの河道状況にて算出しています。川棚川は河道整備が行われてきているのですから、川棚川水系河川整備基本方針策定時の河道状況では大幅に想定氾濫面積は小さくなります。

##### (3) 不合理な変遷

計画規模自体も、ダム計画が持ち上がった昭和50年ころに、突如1/30から1/100に引き上げられています。

#### 2 ②基本高水流量の問題

##### (1) 降雨強度の検討が必要である点

長崎県は、実績降雨波形を引き伸ばして想定する降雨波形を設定しています。ただ、その引き伸ばした結果の降雨波形を構成している、1時間当りの雨の強さが生じる確率(降雨強度の超過確率)が計画規模と比較して著しく差異がある場合には、技術基準上別の降雨波形を用いることが求められています。

ところが、長崎県は、あえてかかる検討をせず、発生確率の極めて低い流量を基本高水流量としているのです。

(2) 上流部分の越流を考慮していないこと

長崎県は治水安全度を、石木川合流地点上流では1/30とし、下流では1/100としています。その結果、河川の流下能力は上流部では低く、下流部では高くなります。100年に1回の豪雨とされる降雨が生じた場合、上流域で川の流下能力を超えますので、水は堤防から溢れます。上流部で既に、流量は低下するのです。

県の資料でも、上流地点にて流下能力が不足する地点が多数あります。流下能力が不足すればその地点にて堤防から溢れてしまうため、下流では想定している流量にはならないのです。

3 ③石木ダムの効果と必要性

最後に、洪水時には計画堤防高を超えない水位であることなどについて述べます。

現在の治水計画では、石木ダムがなくとも、基準地点下流では計算水位は全て計画堤防高より低いのです。このため、計画河道のみで想定される水を流下させることができます。ダムによる流量調節の必要性がありません。余裕をもたせるとしても、ごく僅かな区間の堤防のかさ上げなどをすればよいので、小規模の工事で済みます。

また、過去の洪水被害の客観的・科学的な原因分析はなされていませんので、実際にダムを造ったとしてもその治水上の効果は不明です。

そして、県が検討したダムの代替案は、いずれも不合理なもので、恣意的にコストを増ししています。

第3 合意書の効果について

- 1 本件覚書は、激しい反対運動の中、長崎県の「ダム建設の調査を進めるために地元住民の同意が不可欠である」との認識で締結されました。とすれば、本件覚書の「総代」という言葉は、ダム建設に対して直接的な利害関係を有する地元住民を代表する者との意味で使われたはずです。
- 2 そして、地元住民は、転入・転出も予定されます。転出した者は本件覚書の当事者の地位を失い、新たに転入してきた者は直接的な利害関係を有することになるため、同意が不可欠となるはずです。
- 3 したがって、本件覚書の当事者は、締結当時からの地元住民のみならず、その後に転入してきた者にも含まれます。(地元住民の)「原告らは覚書の当事者ではない」との被告らの主張は不合理です。

以上